

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたため、同法第95条の規定により公告します。

また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したため、同法第99条の規定により公告します。

令和3年10月27日

京都市長 門川 大作

1 公売（入札）期間

令和3年11月11日から同月19日まで

2 公売の場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎1階

京都市行財政局市税事務所納税室収納対策担当（高額徴収担当）

3 公売の方法

期間入札

4 開札及び最高価申込者決定の日時

令和3年11月22日午前10時00分

5 開札及び最高価申込者決定の場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎1階 納税室 小会議室3

6 売却決定の日時

令和3年12月13日午前10時00分

7 売却決定の場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎1階 納税室 小会議室3

8 買受代金の納付期限

令和3年12月13日午後2時30分

9 買受人の資格その他の要件

国税徴収法第92条並びに第108条第1項各号及び第5項各号の該当者は、買受人となることはできません。

10 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利内容

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受け取ることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。

11 公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額

別紙のとおり

12 その他事項

- (1) 公売財産の入札に参加をしようとする者（以下「入札者等」という。）は、本市へ入札書等の書類を請求してください。所定の手続が必要です。
- (2) 入札者等（その者が法人である場合は、その役員）は、国税徴収法第99条の2の規定により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述書を提出しなければ入札をすることができません。
- (3) 公売保証金を納付した後でなければ入札に参加できません。
- (4) 公売保証金及び買受代金は、直接又は本市から送付する専用の納付書により金融機関の窓口での納付によるものとします。
- (5) 見積価額以上の入札者のうち最高価額の者を最高価申込者と決定し、その者の入札価額をもって売却決定を行います。

また、見積価額以上で最高の価額の入札者が二人以上ある場合は、その入札者の中で追加入札を行い、追加入札の価額がなお同額の場合は、くじで最高価申込者を決定します。

ア 追加入札の方法

期間入札

イ 追加入札の期間

令和3年11月24日から同月26日まで

ウ 追加入札の場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎1階

京都市行財政局市税事務所納税室収納対策担当（高額徴収担当）

エ 追加入札開札及び最高価申込者決定の日時

令和3年11月30日午前10時00分

オ 追加入札開札及び最高価申込者決定の場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎1階 納税室 小会議室3

カ 追加入札売却決定の日時

令和3年12月21日午前10時00分

キ 追加入札売却決定の場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎1階 納税室 小会議室3

ク 追加入札買受代金の納付期限

令和3年12月21日午後2時30分

- (6) 上記6及び12(5)の売却決定の日時まで、国税徴収法第106条の2の規定による調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が変更されます。
- (7) 最高価申込者の入札価額に次ぐ入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります。この制度による場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。
- (8) 最高価申込者又は次順位買受申込者（以下「最高価申込者等」という。）若しくは自己の計算において最高価申込者等に入札をさせた者について、国税徴収法第108条第1項各号及び第5項各号に該当することが認められた場合は、その入札がなかったものとし、最高価申込者等とする決定を取り消します。
- (9) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。公売財産に係る危険負担は、買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転しますので、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。
- なお、公売財産の引渡しは、買受代金納付時の現況有姿で行います。
- (10) 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は、買受人の負担となります。
- (11) 本市は、公売財産について瑕疵担保責任を負いません。
- (12) 落札された公売財産は、いかなる理由があっても返還又は返品できません。
- (13) 公売財産の詳細を記載した公売広報は、市税事務所納税室納税第1～第6担当及び収納対策担当（高額徴収担当）に備え付けています。

(14) その他については、京都市期間入札公売参加の手引きによります。

なお、その内容については、行財政局市税事務所納税室収納対策担当（高額徴収担当）のホームページ「京都市の公売」で閲覧することができます。

公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額について

1 売却区分

行財 2

2 見積価額

22,710,000円

3 公売保証金

2,300,000円

4 公売財産の表示

公売財産(1) 土地

所 在 京都市中京区壬生森町  
地 番 45番16  
地 目 宅地  
地 積 75.74㎡

公売財産(2) 建物

所 在 京都市中京区壬生森町  
45番地  
家屋番号 126番  
種 類 居宅  
構 造 木造瓦葺2階建  
床面積 1階 44.95㎡  
2階 34.38㎡

以上登記簿による表示

5 公売財産の概要

- (1) 公売財産は、阪急京都線「西院」駅から道路距離で約650m北東方、嵐電（京福電気鉄道）嵐山本線「西院」駅から道路距離で約650m北東方に位置しています。
- (2) 公売財産(1)は、間口約5.5m、奥行約13.5mの長方形地であり、北側約5.5mが幅員約4.6mの舗装市道に等高に接面し、公売財産(2)の敷地として利用されています。

(3) 公売財産(2)の建築時期は不詳であり、京都市固定資産税の課税履歴によれば、主である建物は昭和6年頃と推定されます。昭和56年6月の新耐震設計法施工前の建築物であり、耐震診断の有無は不明です。

## 6 法的規制，利用状況等

(1) 準工業地域，準防火地域，指定建ぺい率60%，指定容積率200%，20m第3種高度地区，市街地型美観形成地区，日影規制（二），遠景デザイン保全区域（4），（11），（49），屋外広告物第5種地域，都市機能誘導区域，居住誘導区域，既成都市区域

(2) 文化財保護法の周知の埋蔵文化財包蔵地（平安京跡・壬生遺跡）に該当しています。

※ 周知の埋蔵文化財包蔵地に関する届出についての問合せ先

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

TEL：075-366-1498

(3) 公売財産(2)には、令和3年10月現在、所有者が居住しています。

(4) 公売財産(2)は、居宅として建築されたものです。築後相当の期間が経過しており、修繕等の履歴は不明です。室内は雑然とし、ベランダは鉄部の腐食、床板の欠損により利用不可能な状態にあり、天井は雨漏りによるシミが目立ちます。建物の歪みにより、扉の開閉が困難で、床壁等の腐食も目立ちます。

(5) 所有者が住居の用に供しているものの、多数の動産が散乱しており、維持管理の状態は不良です。住宅として適切に利用可能な状態にするためには、建物全体の給排水設備等の更新、劣化した建具の交換等の全面的なリニューアルが必要です。

(6) 公売財産(1)の南東側は庭となっており、高木が1本存在しています。

(7) 公売財産の西側に存するNTTの配線やコンクリートブロック塀等及び南側の植栽が隣接地に越境している可能性があるが、境界が不明確で所有者も把握できておらず、当事者間での覚書等の取り交わしはなく、詳細は不明です。

## 7 その他公売条件

(1) 境界の確定は、隣接地所有者と行ってください。

(2) 公売財産内の動産等の処理は、所有者等と協議してください。

(3) 公売財産(1)及び(2)は国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売します。

※ 問合せ先 京都市行財政局市税事務所納税室収納対策担当（高額徴収担当）

TEL : 075-222-4104

（市税事務所納税室）